

5月開講

医薬品販売のスペシャリストを目指しませんか？

登録販売者 養成科 3ヶ月



登録販売者とは？

第2類・第3類医薬品を扱うことのできる、医薬品販売の専門家のことです。この訓練では、医薬品販売に必要な知識と接客スキルを身につけることを目指します。

学科 (インプット)



実技 (アウトプット)



学科で知識をインプットし、実技で実際の接客場面を想定しながらアウトプットすることで、知識とスキルを身につけていきます。くわしいカリキュラムはうら面をご覧ください。



訓練で知識とスキルを身につけ、就職して経験を積み、登録販売者を目指しましょう！

訓練

就職

登録販売者

※登録販売者の管理者要件を満たすには実務経験が必要です。

訓練実施機関・施設

有限責任事業組合 大阪職業教育協働機構
〒556-0027 大阪市浪速区木津川2丁目3番8号
A'ワーク創造館 2階 第2+第3研修室

感染症防止対策に取り組んでいます

みなさまに安心してご利用いただけるよう、入館時の検温、消毒液の設置を実施しています。



TEL 06-6562-0410 Email office@adash.or.jp



訓練目標・仕上がり像

医薬品販売者として従事する上で必要な基礎知識や接遇マナーを身につけるとともに、医療保険制度の基礎知識や第2・3類医薬品の販売業務にかかる基礎知識・技能を習得する。

訓練カリキュラム

学科

医薬品に共通する特性と基本的な知識
人体の働きと医薬品
主な医薬品とその作用
薬事関係法規と制度
医薬品の適正使用と安全対策
ドラッグストア業務の基礎知識
就職支援

実技

医薬品販売総合演習
薬害防止総合演習

就職支援体制(有料職業紹介事業 厚生労働大臣27-ユ-301851)

経験豊富なキャリアコンサルタントが受講生一人一人を個別に担当し、みなさんの就職活動をサポートします。また、薬剤師との連携により、ドラッグストアを中心とした多様な求人紹介が可能です。

取得できる資格(任意受験)

登録販売者

一般用医薬品(第二類及び第三類)の販売を行うことができる専門資格。2009年の薬事法(現・薬機法)改正により誕生した医薬品販売の専門家のことで、第二類および第三類医薬品を販売できる資格者として登録販売者が認められている。

※管理者要件を満たすには実務経験が必要です。

訓練対象者の条件

特になし

訓練説明会を実施します!

4/11
Thu

令和6年
4月11日(木) 13:30~14:30

4月15日(月) 10:30~11:30

A'ワーク創造館 2階 第3研修室にて

▼▼説明会のご予約はこちらまで▼

06-6562-0410 (担当:森田)

4/15
Mon

募集期間 令和6年4月4日~令和6年4月23日

選考日 令和6年5月2日

選考方法 筆記試験、面接試験

選考結果通知 令和6年5月13日

訓練期間 令和6年5月27日~令和6年8月26日

訓練時間 10:00~16:30(日によって訓練時間が異なる場合があるため、詳細は訓練機関にお問い合わせください。)

定員 25名(応募人数が定員の半数に達しない場合、開講を中止する場合があります。)

自己負担額 受講料 無料、ただし、テキスト代10,000円(税込)は自己負担

申込方法 管轄のハローワークにて職業相談を受けていただき、受講申込書を当館までご提出ください。